

定年前再任用短時間勤務制度の概要

1 趣 旨

令和3年6月に地方公務員法の一部が改正され、道においても、法改正の趣旨を踏まえ、健康上、人生設計上の理由等により、多様な働き方を可能とすることへのニーズに対応するため、60歳に達した日以後に退職した職員を常勤職員の定年退職日に当たる日まであらためて再任用することができる「定年前再任用短時間勤務制度」を導入しています。

2 制度の概要

給料月額、期末・勤勉手当の支給月数等は令和7年4月現在のものであり、給与改定によって変わる場合があります。

対 象 者

年齢60歳に達した日以後に退職した者。

ただし、職員間の均衡を考慮して年度当初から満額年金の支給を受けることができる場合は、原則として定年前再任用は行いません。

任 用 方 法

従前の勤務実績や勤務意欲、健康状態等により選考を行います。

任 用 期 間

4月1日から常勤職員の定年退職日に当たる日まで

職 務 内 容

- (1) 職員が退職前に得た知識や経験を活かすことのできる職などとし、他の常勤職員と同様の業務に従事しますが、学級担任等は困難と考えています。
- (2) 職種の変更は原則行いません。ただし、学科や欠員の状況、当該職員の意向などを勘案して、退職時に校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭であった者を実習助手（道立学校のみ）として任用することがあります。

配 置 先

- (1) 道立学校職員は全道一円を、小中学校職員は退職時の所属校の属する管内を基本とします。
- (2) 職場の状況、職員の知識や経験、希望等を考慮しつつ、定数管理の状況に応じて決定します。

勤 務 時 間

勤務時間	1日の勤務時間	週休日
定年前の職員の2分の1に相当する時間（1週間当たり19時間22.5分）	7時間45分、4時間又は3時間45分を基本	4週間に8日以上を定める

休 暇

- (1) 年次有給休暇

- ① 退職後、継続して定年前再任用される場合においては、その年の12月末までは、退職前の残日数が継続されます。

② 退職した翌年以後の毎年1月1日に新たに付与される日数は、次のとおりです。

・勤務形態が2分の1かつ不斉一型の場合

1年間の所定労働日	付与日数(1暦年)	参考
217日以上	20日	週5日勤務の場合
169日～216日	15日	週4日勤務の場合
121日～168日	11日	週3日勤務の場合及び7時間45分勤務で土日のほか4週に10日の週休日を定める場合
73日～120日	10日	

※ 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とします。ただし、割り振られている勤務時間の全てを勤務しない場合は、割り振られている勤務時間に関わらず、1日の年次有給休暇を取得したものとして取り扱われます。

③ 繰越しについては、前年に新たに付与された日数が上限となります。

(2) 特別休暇

基本的に他の常勤職員と同様。

服 務

(1) 地方公務員法で定められている服務に関する規定は、営利企業への従事等の制限を除き、他の常勤職員と同様に適用されます。(信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止 など)

営利企業への従事等の制限については、「定年前再任用短時間勤務職員に関する服務上の取扱いについて」(令和5年(2023年)3月31日付け教職第2752号総務政策局総務課長及び教職員局教職員課働き方改革担当課長通知)で示している「定年前再任用短時間勤務職員に係る兼職兼業許可等の審査基準」に基づき審査され、承認されれば従事できます(市町村立学校職員の場合は、市町村の定めによる。)

(2) 道立学校職員の場合、北海道職員の公務員倫理に関する条例、北海道立学校管理規則、北海道立学校職員服務規程等についても、他の常勤職員と同様に適用されます(市町村立学校職員の場合は、市町村の定めによる。)

給 料

(1) 給料表は、北海道学校職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の定めるところによります。

(2) 職名及び職務の級の適用は、次のとおりです。

(3) 昇格・昇給はしません。

[職務の級の格付け及び給料月額]

給 料 表	行政職給料表	教育職給料表 (中・小)
職 名	事務主任(小中)	教 養 栄 護 養 教 諭
職 務 の 級 (給料月額)	3級 (260,000円)	2級 (276,000円)

給料表	教育職給料表 (高校)	
	職名	教 養 栄 護 養 教 諭 諭 諭
職務の級 (給料月額)	2 級 (279, 100円)	1 級 (238, 500円)

※ 令和7年4月1日現在

※ 給料月額は、上表（フルタイム職員の給料月額）の2分の1の額。

※ 収入計算例については、資料1参照

諸 手 当

(1) 支給する手当

管理職手当、給料の調整額、地域手当、住居手当、通勤手当（※）、単身赴任手当（※）、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、教職調整額、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、管理職員特別勤務手当、在宅勤務等手当

（注）他の常勤職員と同様に、支給要件を満たす場合は、特急列車・高速道路利用料金分に係る通勤手当及び単身赴任手当が支給されます。

[期末手当・勤勉手当の支給月数]（勤勉手当は成績区分が「良好（C）の場合」）

支給月	6月	12月	計
期末手当	0.7月	0.7月	1.4月
勤勉手当	0.495月	0.495月	0.99月
計	1.195月	1.195月	2.39月

※ 令和7年4月1日現在

(2) 支給しない手当

初任給調整手当、扶養手当、退職手当

福 利 ・ 厚 生

(1) 共済制度

ア 共済組合には加入できません。

イ 老齢厚生年金の受給開始年齢に達した日の属する月の翌月分から老齢厚生年金（給料比例部分）が支給されます。

ウ 共済組合の任意継続組合員、国民健康保険の被保険者のいずれかとなります。

(2) 住居（公宅）

ア 道立学校職員 「教育長が必要と認めるもの」は入居できます。

イ 市町村立学校職員 市町村の定めによります。

(3) 定期健康診断

ア 道立学校職員 他の常勤職員と同様に健康診断を受診します。

イ 市町村立学校職員 市町村の定めによります。

(4) 人間ドック等

公立学校共済組合の組合員以外は、人間ドック等を受診することができません。任意継続組合員の場合は、当該年度に任意継続組合員歴が12ヶ月を超えた場合に、任意継続組合員人間ドックを受診することができます。

- (5) 保健体育・文化事業等
 - ア 道教委主催事業に参加できます。また、任意継続組合員は共済主催事業にも参加できます。
 - イ 宿泊施設利用の助成は受けられません。ただし、任意継続組合員は助成を受けられます。
- (6) 貸付
 - 共済組合の貸付は、借りることができません。
- (7) 教職員互助会
 - 特別会員として加入できます。
- (8) 雇用保険
 - 加入できません。

3 資料

〈資料1〉収入計算例

① 教育職（中・小）

教諭・養護教諭・栄養教諭の場合：教育職給料表（中・小）2級（給料月額：276,000円）

月 収 給料年額 (×12月)	(給料＋教職調整額＋教員特別手当) 145,420円 1,745,040円
期末・勤勉手当 (役職加算 10/100、 年間支給月数 2.39月)	(期末・勤勉手当) 377,312円
年 収	2,122,352円
年 金 支 給	65歳に達した日の翌月分から全額支給
総 額	2,122,352円

※ 勤勉手当の成績区分は「良好（C）」として算定

② 教育職（高校）

ア 教諭・養護教諭・栄養教諭の場合：教育職給料表（高）2級（給料月額：279,100円）

月 収 給料年額 (×12月)	(給料＋教職調整額＋教員特別手当) 147,032円 1,764,384円
期末・勤勉手当 (役職加算 10/100、 年間支給月数 2.39月)	(期末・勤勉手当) 381,550円
年 収	2,145,934円
年 金 支 給	65歳に達した日の翌月分から全額支給
総 額	2,145,934円

※ 勤勉手当の成績区分は「良好（C）」として算定

イ 実習助手・寄宿舎指導員の場合：教育職給料表（高） 1級（給料月額：238,500円）

月 収 給料年額 (×12月)	(給料＋教職調整額＋教員特別手当) 125,620円 1,507,440円
期末・勤勉手当 (役職加算 10/100、 年間支給月数 2.39月)	(期末・勤勉手当) 326,046円
年 収	1,833,486円
年 金 支 給	65歳に達した日の翌月分から全額支給
総 額	1,833,486円

※ 勤勉手当の成績区分は「良好（C）」として算定

③ 行政職

事務主任（小中）の場合：行政職給料表 3級（給料月額：260,000円）

月 収 給料年額 (×12月)	(給料) 130,000円 1,560,000円
期末・勤勉手当 (役職加算 5/100、 年間支給月数 2.39月)	(期末・勤勉手当) 326,234円
年 収	1,886,234円
年 金 支 給	65歳に達した日の翌月分から全額支給
総 額	1,886,234円

※ 勤勉手当の成績区分は「良好（C）」として算定

<資料2> 定年前再任用短時間勤務制度に係る休暇等一覧

区分	他の常勤職員	定年前再任用短時間勤務職員	
年次有給休暇	年20日（前年に残日数があれば、当該残日数を加算した日） ただし、2月以降の新規採用者については、採用月に応じ2日～18日の範囲で別に定められている。	下記算定方法により得られた日数 齊一型短時間勤務職員（1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一であるもの）以外の職員 155時間×（その者の1週間当たりの勤務時間数÷38.75時間）÷7.75時間 ※ 労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合は、同条の規定による日数	
病気休暇	必要最小限の期間	常勤職員と同様	
公民権行使休暇	必要と認められる期間	常勤職員と同様	
官公署出頭休暇	必要と認められる期間	常勤職員と同様	
骨髄移植等休暇	必要と認められる期間	常勤職員と同様	
ボランティア休暇	1年につき5日以内	常勤職員と同様	有
結婚休暇	7日以内	常勤職員と同様	有
出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年につき5日以内 （人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合10日以内）	常勤職員と同様	
妊娠障害休暇	つわり等の障害により勤務が困難な場合 14日以内	常勤職員と同様	
産前休暇	産前 8週間 （多胎妊娠の場合 14週間）	常勤職員と同様	
産後休暇	産後 8週間	常勤職員と同様	
育児休暇	生後満2年に達しない生児を育てる場合 1日2回合わせて2時間以内	1日の勤務時間が4時間以下の勤務日においては1日1回30分、1日の勤務時間が4時間を超える勤務日においては1日2回合わせて1時間以内	
健康管理休暇	1回3日以内で必要な期間	常勤職員と同様	
配偶者出産休暇	3日以内	常勤職員と同様	
育児参加休暇	配偶者の出産の8週間前から出産の日以後1年を経過する日までの間で、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育している場合 上記期間のうち5日	常勤職員と同様	
子育て支援休暇	養育する中学校就学の終期に達するまでの子1人につき年5日以内 （対象となる子が3人以上の場合 15日以内）	常勤職員と同様	
短期介護休暇	特定要介護者（※1）の世話（通院付添等）をする場合 1年につき5日以内 （特定要介護者が2人以上いる場合 10日以内）	常勤職員と同様	給
忌引休暇	死亡した者の続柄に応じ、1日～7日	常勤職員と同様	
法要祭日休暇	実・養父母 1日	常勤職員と同様	
夏季休暇	夏季（6月から10月までの間）において5日以内	常勤職員と同様	
リフレッシュ休暇	勤続30年表彰を受けた者 3日以内 勤続20年に達した者 2日以内	退職後の再任用であるため、対象としない。	
住居滅失休暇	7日の範囲内の期間	常勤職員と同様	
災害事故休暇	必要と認められる期間	常勤職員と同様	
災害時退勤休暇	必要と認められる期間	常勤職員と同様	
職務専念義務の免除	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を受ける場合 ・職員の厚生計画への参加の場合 ・道の特別職として事務を行う場合 ・兼職として国家公務員の職に従事 ・地位を兼ねる団体等の役職員の事務に従事 ・国等からの委嘱による講演等の場合 ・職務上の目的での講習会等への参加 ・職務上必要な競争試験等の受験 ・その他人事委員会が特に認めた場合 	常勤職員と同様	
子育て部分休暇	次に掲げる子を養育し、勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合、1日につき、2時間を超えない範囲内 ア 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 イ 障害のある子で、12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	常勤職員と同様	無
介護休暇	要介護者（※2）の介護をする場合 通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（3回まで分割可）内において必要と認められる期間	常勤職員と同様	
介護時間	特定要介護者（※1）の介護をする場合 連続する3年の期間内において、1日を通じ2時間の範囲内（30分単位、始業時から又は終業時までの連続した時間）	常勤職員と同様	給

※1 特定要介護者とは、要介護者のうち、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

※2 要介護者とは、次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。

①配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹

②本人と同居する、本人又は配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

<資料3> 定年前再任用短時間勤務制度に係る福利厚生関係一覧

区 分		他の常勤職員	定年前再任用短時間勤務職員
医療保険制度		共済組合	共済組合の任継加入（2年以内）又は国民健康保険を選択する
健康診断	定期健康診断	聴力、結核、血圧、血液、尿、心電図、胃、大腸ガンなどの検査を受ける。	常勤職員と同じ
	第2次健康診断（精密検査）	第1次健康診断の結果、精密検査が必要と認められた職員が対象。ただし、血液の検査料は本人負担（文書料は道費負担）。	常勤職員と同じ
	特別健康診断※	特定業務に携わる職員が対象	常勤職員と同じ
	人間ドック	35歳以上の希望する組合員が対象	任意継続組合員の期間が12ヶ月を超える者は対象
	脳ドック	40歳以上の希望する組合員が対象	検診を受けることができない
	配偶者人間ドック	35歳以上の希望する組合員の被扶養配偶者が対象	任意継続組合員の期間が12ヶ月を超える組合員の被扶養配偶者は対象
	婦人がん検診	年齢制限なく希望する組合員及び組合員の被扶養配偶者が対象（乳がん・子宮がん）	検診を受けることができない
保健体育事業		道教委及び共済組合主催のすべての事業に参加できる。	道教委主催事業は参加できる。共済組合主催事業は任意継続組合員資格のある職員のみ対象。
福利相談		組合員の年金、その他照会・相談等に応じる。	常勤職員と同じ
退職準備セミナー		退職準備型セミナーに参加できる。	共済組合員資格がないので、対象にならない。
財形貯蓄		一般財形・年金財形・住宅財形それぞれ1契約まで、給与及び6月、12月手当て積立。新規加入は年2回。金額変更は年1回。解約は随時。	退職前の契約継続のみ対象。新規加入はできない
児童手当		中学校修了前の児童を扶養する職員が支給対象で、道教委が認定して支給する。	児童手当法施行令に掲げる「公務員」に該当しないことから、市町村が認定し支給する。
公宅入居※		採用、異動時に確保する。	教育長が必要と認めるもの
共済事業	給付	共済組合のすべての給付事業が受けられる。	共済組合任意継続組合員資格のある職員が対象
	貸付	共済組合のすべての貸付事業が受けられる。	共済組合の貸付は受けられない。
	宿泊補助	共済組合指定の宿泊施設を利用した場合、その宿泊料の一部を補助する。	共済組合任意継続組合員資格のある職員が対象

※市町村立学校職員は、市町村の定めによる

教職員互助会	会員（一般会員）	会員（特別会員）
--------	----------	----------